

令和7年第2回中間市議会定例会会期日程

(会 期 3月4日～3月26日：23日間)

月	日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
3月	4日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 第3号議案～第29号議案 [議案上程・提案理由説明]
3月	5日	水	休 会		
3月	6日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 第3号議案～第21号議案 [質疑・委員会付託]
3月	7日	金	休 会		
3月	8日	土	休 会		
3月	9日	日	休 会		
3月	10日	月	休 会	委員会	
3月	11日	火	休 会	委員会	
3月	12日	水	休 会	委員会	
3月	13日	木	休 会		
3月	14日	金	開 議 午後1時		1. 第3号議案～第30号議案 「 議案上程・提案理由説明・委員長報告 」 「 質疑・討論・採決・委員会付託 」
3月	15日	土	休 会		
3月	16日	日	休 会		
3月	17日	月	休 会	委員会	
3月	18日	火	休 会	委員会	
3月	19日	水	休 会	委員会	
3月	20日	木	休 会		
3月	21日	金	休 会		
3月	22日	土	休 会		
3月	23日	日	休 会		
3月	24日	月	休 会	委員会	
3月	25日	火	休 会		
3月	26日	水	開 議 午前10時		1. 第22号議案～第31号議案 「 議案上程・提案理由説明・委員長報告 」 「 質疑・討論・採決・委員会付託 」
				総合政策 委 員 会	
				市民厚生 委 員 会	
			開 議 委員会終了後		2. 第31号議案 3. 委員会提出議案第1号～委員会提出 議案第3号 4. 意見書案第1号・意見書案第2号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第2回中間市議会定例会

令和7年3月4日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を令和7年1月23日、2月3日、10日、17日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 令和6年度一般会計及び特別会計等 | 令和6年11月～12月分 |
| (2) 令和6年度中間市水道事業会計 | 令和6年11月～12月分 |
| (3) 令和6年度中間市公共下水道事業会計 | 令和6年11月～12月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和7年2月3日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 選挙管理委員会事務局 | 令和4年度 |
| | 令和5年度 |

令和7年 第2回 3月（定例）中 間 市 議 会 会 議 録（第1日）

令和7年3月4日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和7年3月4日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定

日程第 2 第 3号議案 令和6年度中間市一般会計補正予算（第7号）

日程第 3 第 4号議案 令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）

日程第 4 第 5号議案 令和6年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第 5 第 6号議案 令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第 6 第 7号議案 令和6年度中間市水道事業会計補正予算（第2号）

（日程第2～日程第6 提案理由説明）

日程第 7 第 8号議案 中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 9号議案 中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例

日程第 9 第10号議案 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 第11号議案 中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 第12号議案 中間市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例

日程第12 第13号議案 中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例

日程第13 第14号議案 中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第14 第15号議案 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第15 第16号議案 中間市総合会館条例の一部を改正する条例

日程第16 第17号議案 中間市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

日程第17 第18号議案 中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

（日程第7～日程第17 提案理由説明）

- 日程第 18 第 19 号議案 中間市地域下水処理施設条例及び中間市地域下水道施設改良等基金条例を廃止する等の条例
(日程第 18 提案理由説明)
- 日程第 19 第 20 号議案 中間市特別職職員によるハラスメントの防止等に関する条例
(日程第 19 提案理由説明)
- 日程第 20 第 21 号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
(日程第 20 提案理由説明)
- 日程第 21 第 22 号議案 令和 7 年度中間市一般会計予算
- 日程第 22 第 23 号議案 令和 7 年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 23 第 24 号議案 令和 7 年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第 24 第 25 号議案 令和 7 年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第 25 第 26 号議案 令和 7 年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 26 第 27 号議案 令和 7 年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 27 第 28 号議案 令和 7 年度中間市公共下水道事業会計予算
- 日程第 28 第 29 号議案 令和 7 年度中間市水道事業会計予算
(日程第 21～日程第 28 提案理由説明)
- 日程第 29 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1 番 小林 信一君	2 番 堀田 克也君
3 番 田口 善大君	4 番 蛙田 忠行君
5 番 柴田 芳信君	6 番 田口 澄雄君
7 番 山本 慎悟君	8 番 安田 明美君
9 番 掛田るみ子君	10 番 中尾 淳子君
11 番 阿部伊知雄君	12 番 大和 永治君
13 番 柴田 広辞君	14 番 下川 俊秀君
15 番 井上 太一君	16 番 中野 勝寛君

欠席議員 (0名)

欠 員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	福田 浩君	副市長	田代 謙介君
教育長	蔵元 洋一君	総務部長	後藤 謙治君
総務部参事	持田 将一君	未来創造部長	井上 篤君
市民部長	北原 鉄也君	保健福祉部長	冷牟田 均君
福祉事務所長	岩切 伸一君	教育部長	清水 秀一君
建設産業部長	白石 和也君		
環境上下水道部長		亀井 誠君	
消防長	高野 智宏君	総務課長	久野 朋博君
こども未来課長	松原 邦加君	福祉支援課長	山本 竜男君
介護保険課長	向 貴幸君	健康増進課長	八汐 雄樹君
市民課長	岩切 晶子君	建設課長	小土井 崇君
下水道課長	松永 嘉伸君	上水道課長	伊藤 英彦君
消防総務課長	波多野暢俊君		

事務局出席職員職氏名

事務局長	志垣 憲一君	書 記	熊谷 浩二君
書 記	山本 和美君	書 記	黒川美寿穂君

午前 10 時 00 分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しております。これより、令和 7 年第 2 回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付しております。朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 会期の決定

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から 3 月 26 日までの 23 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は 23 日間と決しました。

日程第 2. 第 3 号議案

日程第 3. 第 4 号議案

日程第 4. 第 5 号議案

日程第 5. 第 6 号議案

日程第 6. 第 7 号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 2、第 3 号議案から日程第 6、第 7 号議案までの令和 6 年度各会計補正予算 5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第 3 号議案、令和 6 年度中間市一般会計補正予算（第 7 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、決算見込みに基づく不用額の減額、国県返還金等を計上するほか、事業の進捗状況を踏まえ、実施期間が来年度までに及ぶ事業につきまして、繰越明許費を設定するものでございます。

それでは、補正の主な内容について、歳出からご説明いたします。

まず、総務費におきましては、事業費の確定に伴い、定額減税補足給付金の給付に係る経費を9,490万円、個人版ふるさと納税の減額に伴い、個人版ふるさと納税事務に係る経費を7,450万円減額いたしております。

また、前年度の国県支出金の金額確定に伴う返還金に5,280万円、決算見込みに基づく財源調整により、財政調整基金への積立金に1億400万円を追加計上いたしております。

さらに、中間市行橋市競艇組合事業収入の額の確定に伴い、中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金積立金に1億6,550万円を計上いたしております。この基金につきましては、後ほど歳入でご説明する繰入金におきまして、同額を取り崩すこととしており、教育環境の充実や生涯学習の推進のための財源として大切に活用してまいります。

民生費におきましては、事業費の確定に伴い、物価高騰緊急支援給付金の給付に係る経費のうち、新たに住民税非課税及び均等割のみ課税となる世帯分を7,760万円、新たに住民税非課税等となる低所得者の子育て世帯への加算分を510万円減額いたしております。

また、市内に新たに認定こども園を整備する事業者に対する補助金として790万円を計上いたしております。

特別会計繰出金につきましては、特別会計国民健康保険事業繰出金2,390万円、後期高齢者医療特別会計繰出金1,880万円、介護保険事業特別会計繰出金160万円をそれぞれ減額いたしております。

衛生費におきましては、HPVワクチン接種につきまして、キャッチアップ接種の実施による接種者の増加に伴い、予防接種委託料を1,690万円増額いたしております。

また、中間市総合会館等に第三者所有方式で太陽光パネルを設置する事業への再生可能エネルギー推進補助金につきましては、事業実施が困難となったため2,020万円全額を減額いたしております。

土木費におきましては、先に議決をいただいております通谷横断歩道橋補修事業につきまして、実施設計を行ったところ、当初の想定よりも劣化が進行しておりましたことから、事業費を2,140万円増額するとともに、工期が来年度までに及ぶことから、2億5,210万円の繰越明許費を設定いたしております。また、事業費の確定等に伴い、塘ノ内砂山線街路事業負担金6,910万円、市営住宅池田団地改修工事1,230万円、中鶴地区建替事業3,510万円をそれぞれ減額いたしております。なお、池田団地改修事業につきましては、国庫補助金が年度後半に追加内示されたことに伴い、2棟目の着工が来年度となることから、2,730万円の繰越明許費を設定いたしております。

消防費におきましては、水槽付き消防ポンプ自動車整備事業につきまして、能登半島地震の影響により年度内の納車が困難となったことから、7,390万円の繰越明許費を設

定いたしております。

次に、歳入につきましては、対象事業費の確定等に伴い、国庫支出金におきまして合計2億170万円を、県支出金におきまして合計5,770万円をそれぞれ減額いたしております。

寄附金におきましては、個人版ふるさと納税につきまして、大幅な減額となりましたことから、1億5,000万円を減額いたしております。

また、企業版ふるさと納税につきましては、寄附の受入れに伴い、700万円を増額いたしております。

繰入金におきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金繰入金に1億6,550万円を計上いたしております。

繰越金におきましては、前年度繰越金1億2,160万円を追加計上いたしております。

諸収入におきましては、中間市行橋市競艇組合事業収入6,550万円を追加計上いたしております。

市債におきましては、対象事業費の確定等に伴い、合計8,020万円を減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億5,447万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ199億676万4,000円とするものでございます。

次に、第4号議案、令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の内容といたしましては、第三者納付金の増加に伴い、総務費において、第三者行為求償委託料を30万円増額いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、補助金の交付決定等に伴い、県補助金を1,110万円増額し、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定等に伴い、一般会計繰入金を2,390万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ31万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,008万円とするものでございます。

次に、第5号議案、令和6年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしまして、介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料を120万円増額し、生活支援体制支援事業費における会計年度任用職員に係る人件費を1,170万円減額いたしております。

次に、保険事業勘定の歳入といたしまして、介護保険事業等に係る国庫支出金を60万円、一般会計繰入金を60万円増額する一方で、地域支援事業に係る国庫支出金を450万円、県支出金を220万円、一般会計繰入金を220万円減額いたしております。また、

財源調整といたしまして、前年度繰越金を270万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,049万9,000円を減額し、介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,942万4,000円とするものでございます。

次に、第6号議案、令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の内容といたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金を330万円減額いたしております。

次に、歳入の内容といたしましては、後期高齢者医療保険料を1,550万円増額し、保険基盤安定繰入金を1,880万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ337万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,945万7,000円とするものでございます。

次に、第7号議案、令和6年度中間市水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、企業債償還元金に不足が生じたことによるものでございます。本市では、老朽化した浄水施設更新のため、令和5年度から継続事業として唐戸浄水場浄水池整備事業を実施しております。同整備事業については3か年で10億円を超える建設改良費が必要でありますことから、その資金については企業債を借り入れて対応しております。

この度、今年度の企業債の償還に当たり、支払見込額を算定いたしましたところ、令和5年度に借り入れた企業債の借入利率の確定が令和6年度予算の編成後となり予算算定時の利率との差違があったため、償還額についても算定額から変動が生じたことにより、企業債償還元金に不足を生じることとなったことから、補正をご提案するものでございます。

補正の内容につきましては、資本的支出において、企業債償還元金34万円を増額し、資本的支出における予算の総額を10億9,767万5,000円とするものでございます。

また、これに伴う資本的収支の不足額につきましては、減債積立金で補填することといたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております令和6年度各会計補正予算5件に対する質疑は、3月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 7. 第 8号議案

日程第 8. 第 9号議案

日程第 9. 第10号議案

日程第 10. 第 11 号議案

日程第 11. 第 12 号議案

日程第 12. 第 13 号議案

日程第 13. 第 14 号議案

日程第 14. 第 15 号議案

日程第 15. 第 16 号議案

日程第 16. 第 17 号議案

日程第 17. 第 18 号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 7、第 8 号議案から日程第 17、第 18 号議案までの条例改正 11 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第 8 号議案、中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正されることに伴うものでございます。

条例の改正内容といたしましては、特定個人情報その他の用語の定義について、マイナンバー法の定義を引用して定めておりましたが、法改正により当該定義を定めている条項に変更が生じたことから、改正後の条項に改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、マイナンバー法の改正の施行日に合わせまして、令和 7 年 4 月 1 日といたしております。

次に、第 9 号議案、中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、基幹業務システムを国が定める標準化基準に適合するシステムに移行することに伴い、既に印鑑登録制度により登録されている印鑑の登録の廃止や当該印鑑の亡失又は改印の際に義務付けられている登録の廃止届出の手続を見直すものでございます。

条例改正の内容といたしましては、登録の廃止届出を行わなければならない場合について、印鑑の改印に関する記述を削除するものでございます。

なお、既に登録されている印鑑の変更につきましては、今後は一度登録の廃止届出を行った後、改めて新規登録の届出を行うこととなる予定でございます。

また、条例の施行日につきましては、本市の基幹業務システムを国が定める標準化基準

に適合するシステムに移行する日に合わせ、令和7年8月25日といたしております。

次に、第10号議案、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

現在、少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、国におきましては、男女ともに仕事と育児、介護を両立できるようにするための措置の拡充や職場環境の整備強化等の働き方改革が進められております。民間労働者につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児介護休業法の改正により、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等が定められ、本年4月1日から施行されることとなりました。

今回の条例改正は、地方公務員につきましても、このような民間労働法制と同様の取扱いについて、その施行に遅れることなく実施するよう国から求められておりますことを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度についての情報提供等の同制度を利用しやすい勤務環境の整備等に関する事項について定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法改正の施行に合わせ、令和7年4月1日といたしております。

次に、第11号議案、中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児介護休業法が改正されたことに伴うものでございます。

条例の改正内容といたしましては、部分休業の承認について規定するに当たって、育児介護休業法を引用しておりますが、法改正により当該条項が変わりましたことから、改正後の条項に改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、育児介護休業法の改正の施行に合わせ、令和7年4月1日といたしております。

次に、第12号議案、中間市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本市では国民健康保険被保険者の医療費が自己負担限度額を超えた際に、市から高額療養費が支給されるまでの被保険者の一時的な経済的負担を軽減するため、昭和53年に中間市高額療養費支払資金貸付基金条例を制定し、高額療養費の9割相当分を事前に貸し付ける制度を実施しております。

一方、限度額適用認定証を医療機関に提示するか、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることで、被保険者の支払額が自己負担限度額までとなり、被保険者の負担軽減が図られているところでございます。

このことから、本制度の利用者は限度額適用の認定を受けられない国民健康保険税滞納世帯の被保険者に限定されており、貸付額が減少しているため、条例の一部を改正し、基金の額を500万円から250万円へと引き下げるものでございます。また、用字用語の見直しも併せて行っております。

なお、現在の基金額500万円のうち250万円につきましては、福岡県国民健康保険高額療養資金貸付要綱に基づき、福岡県国民健康保険団体連合会から無利子の貸付けを受けており、その返済期限が令和7年3月31日と定められていることから、条例の施行日につきましては、令和7年4月1日といたしております。

次に、第13号議案、中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、中底井野第2児童遊園、岩瀬西町2区第3児童遊園及び通谷4区第5児童遊園の3園を廃園とするものでございます。

これらの児童遊園につきましては、現在、遊具がなく、舗装され、自治会が管理する公民館の駐車場としての利用が主であり、今後、児童遊園としての利用が見込めないことから、児童遊園としての目的は達成されていると判断し、廃園とすることといたしました。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第14号議案、中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準について条例を定める際の基準となる内閣府令が改正されたことに伴うものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、特定地域型保育事業者は、保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、保育内容についての支援、代替保育及び卒園後の受け皿設定に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園等の連携施設を適切に確保しなければならないこととされておりますが、連携施設の確保が著しく困難で、適切な支援を行うことができると市が認める場合は、連携施設の確保をしないことを可能とする経過措置について、その期間を当初の条例の施行日から起算して10年間と定めており、この期限が今年度末に到来いたしますところ、内閣府令において当該経過措置の期間が5年間延長されましたことから、これと同様に5年間延長するものでございます。

また、保育内容支援、代替保育において連携施設の確保をしないこととすることができ

る要件につきまして、内閣府令において、保育内容支援及び代替保育における連携協力者の適切な確保、特定地域型保育事業者と連携協力者との役割分担及び責任の所在の明確化等が行われましたことから、これと同様の改正を行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和7年4月1日といたしております。

次に、第15号議案、中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、市町村が家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について条例を定める際の基準となる厚生労働省令が改正されたことに伴うものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、まず、連携施設の確保につきまして、確保が著しく困難で、適切な支援を行うことができると市が認める場合は連携施設の確保をしないことを可能とする経過措置について、その期間を当初の条例の施行日から起算して10年間と定めており、この期限が今年度末に到来いたしますところ、厚生労働省令において当該経過措置の期間が5年間延長されましたことから、これと同様に5年間延長するものでございます。

次に、満3歳児及び満4歳以上児に対する保育士及び保育従事者の配置基準につきまして、厚生労働省令が見直されましたことから、これと同様の改正を行うものでございます。

最後に、家庭的保育事業所等がこどもに食事を提供する際の要件につきまして、厚生労働省令において栄養士に加えて管理栄養士の配置も可能とする改正がありましたことから、これと同様の改正を行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和7年4月1日といたしております。

次に、第16号議案、中間市総合会館条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、中間市総合会館別館の体育館に空調設備が設置されたことに伴うものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、体育館の冷暖房につきまして、全面を使用する場合の使用料を一時間当たり1,100円とし、これを基礎として、使用面積及び使用時間に応じた使用料の額を定めるものでございます。

なお、使用料の額の設定に当たりましては、総合会館内の他の施設の冷暖房の取扱いと同様に、市内、市外居住者の区別は設けないということといたしております。

また、条例の施行日につきましては、周知期間を考慮し、令和7年7月1日といたしております。

次に、第17号議案、中間市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、保健福祉部における所掌事務の処理体制の見直しに伴うものでござ

います。

条例の主な改正内容といたしましては、予防接種健康被害調査委員会の庶務を行う部署を健康増進課から健やか育成課に見直すのに合わせ、例規の体系を踏まえた表現に改めるものでございます。

なお、会長及び副会長が選任されていない場合の会議に市長が会議を招集する旨を定めるとともに、用字用語の見直しも併せて行っております。

また、条例の施行日につきましては、処理体制の見直しの期日に合わせ、令和7年4月1日といたしております。

次に、第18号議案、中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、消防団におけるシニア層の更なる活躍の推進及び非常勤消防団員の処遇改善を目的として、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、令和7年4月1日に施行されることに伴うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、機能別団員を除き、非常勤消防団員として5年以上勤務した者が同職を退職した場合に支給する退職報償金について、新たに35年以上の区分を設け、退職報償金の支給額の上限を増額することで、長年にわたり地域防災に貢献している消防団員の処遇を適切に見直すとともに、消防団活動への一層の意欲向上を図るものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、政令の施行日に合わせまして、令和7年4月1日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております条例改正11件に対する質疑は、3月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第18、第19号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第18、第19号議案、中間市地域下水処理施設条例及び中間市地域下水道施設改良等基金条例を廃止する等の条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第19号議案、中間市地域下水処理施設条例及び中間市地域下水道施設改良等基金条例を廃止する等の条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、2つの条例の廃止と1つの条例の改正をまとめたものでございます。

まず、廃止する条例につきまして、1つ目は、中間市地域下水処理施設条例の廃止であ

ります。これは、曙下水処理場と中鶴団地下水処理場の解体工事が、令和6年度をもちまして完了したことに伴い、同条例を廃止するものであります。

2つ目は、中間市地域下水道施設改良等基金条例の廃止であります。曙及び中鶴団地の2か所の下水処理場解体工事に係る経費に地域下水道施設改良等基金を全額充当したことによりまして、当該基金の目的を成就したため、今般、同条例を廃止するものでございます。

次に、改正する条例につきましては、中間市特別会計設置条例の一部改正であります。

この度の曙及び中鶴団地下水処理場解体工事の完了によりまして、本市の地域下水道事業を終了することといたしましたことから、令和6年度末をもちまして、中間市地域下水道事業特別会計を閉鎖する必要があります。

このことから、中間市特別会計設置条例第1条に規定された4つの特別会計のうち、中間市地域下水道事業特別会計に係る規定の削除をするものであります。

なお、条例の施行日につきましては、中間市地域下水処理施設条例の廃止に関する規定につきましては、公布の日とし、中間市地域下水道施設改良等基金条例の廃止及び中間市特別会計設置条例の一部改正に関する規定につきましては、令和7年4月1日とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第19号議案に対する質疑は、3月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第19．第20号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第19、第20号議案、中間市特別職職員によるハラスメントの防止等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第20号議案、中間市特別職職員によるハラスメントの防止等に関する条例について、提案理由を申し上げます。

職場におけるハラスメントにつきましては、労働者の人権擁護の観点から重要視されており、いわゆるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等について、事業者に対し、複数の法律でその対応を義務付ける等、国におきましても様々な対応が行われております。本市におきましては、現在、議会におかれましては、中間市議会ハラスメント根絶条例を整備され、また、一般職職員におきましては、ハラスメントに係る苦情処理の体制を規程により整備しております。

昨今、特別職職員による職員に対するハラスメントが数多く報道され、社会問題化しておりますところ、本市におきましても、既存の制度に加え、これに対応するための規定を設ける必要がございますことから、この条例を提案するものでございます。

条例の主な内容といたしましては、権限行使の機会が多いと考えられる市長、副市長及び教育長の常勤特別職職員並びに各執行機関の委員について、職場におけるハラスメントの禁止を明記するとともに、本市の職員及び職員と同様の立場で業務を行う者についての苦情相談窓口や問題解決のためのヒアリング、事実認定のための第三者機関の設置について定め、当該特別職職員によるハラスメントに対応する体制を整備するものでございます。

この条例が制定されることにより、職員等の良好な就業環境に資することとなり、ひいては、職員等が安心して業務に従事できるようになることで、市政への信頼の獲得及び市民サービスの充実につながるものと思料しております。

なお、条例の施行日につきましては、令和7年4月1日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第20号議案に対する質疑は、3月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第20、第21号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第20、第21号議案、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福岡市長。

○市長（福田 浩君）

第21号議案、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、提案理由を申し上げます。

今回の規約変更は、下田川清掃施設組合が本年3月31日限りで解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減らし、同組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第21号議案に対する質疑は、3月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 2 1. 第 2 2 号議案

日程第 2 2. 第 2 3 号議案

日程第 2 3. 第 2 4 号議案

日程第 2 4. 第 2 5 号議案

日程第 2 5. 第 2 6 号議案

日程第 2 6. 第 2 7 号議案

日程第 2 7. 第 2 8 号議案

日程第 2 8. 第 2 9 号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 2 1、第 2 2 号議案から日程第 2 8、第 2 9 号議案までの令和 7 年度各会計予算 8 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第 2 2 号議案から第 2 9 号議案までにつきましては、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第 2 2 号議案となります令和 7 年度中間市一般会計予算について、市政運営の所信の一端を申し述べますとともに、その概要についてご説明申し上げます。

世界情勢の変化等に起因する物価高騰が経済や家計に及ぼす影響は、ますます大きなものとなっております。

本市におきましても、各種給付金の給付やプレミアム付き商品券の発行をはじめとする施策を通じ、地域経済を下支えするとともに、市民の皆様安心して生活を営んでいただくための支援に取り組んでまいりました。

さて、令和 7 年度の予算編成におきましては、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な市政運営を目指すという変わらぬ方針の下、本年 6 月に市長選挙を控えておりますことから、いわゆる骨格予算として、政策性の高い事業につきまして、選挙後の新体制の下で編成することを基本として予算編成を行っております。

しかしながら、喫緊の課題である物価高騰等への対応として実施する地域経済施策や、市民生活に大きな影響を及ぼしかねない事業などにつきましては、市政の停滞や市民生活の混乱を招かぬよう計上したところでございます。

それでは、歳出の主なものをご説明いたします。

まず、性質別経費から申し上げます。

義務的経費におきましては、扶助費につきまして、児童手当給付費及び障がい者福祉費等の増額に伴い、令和 6 年度と比較して 1 億 2, 5 8 0 万円増額の 6 2 億 7, 1 7 0 万円となっております。

人件費につきましては、職員数の増加や給与改定に伴い、令和6年度と比較して6.1%増の34億660万円となり、一般会計全体に占める割合は17.9%となっております。

投資的経費におきましては、普通建設事業費につきまして、共同運用による高機能消防指令センター更新に係る負担金及び消防庁舎改修工事等を主な要因として、令和6年度と比較して1億3,570万円増額の9億5,930万円となっております。

その他の経費におきましては、物件費につきまして、小中学校で一人1台使用しているタブレット端末の更新費用及び予防接種委託料の増額等を主な要因として、令和6年度と比較して2億8,690万円の増額となっております。

次に、目的別の主な事業についてご説明いたします。

総務費におきましては、令和6年度に引き続き地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る総合行政システム環境及びネットワーク環境の新規構築事業に5,930万円、令和6年度から継続費を設定し実施しております旧中央公民館建物解体事業に7,950万円をそれぞれ計上いたしております。

民生費におきましては、福祉避難所である中間市総合会館本館の一部空調機の老朽化が著しいことから、空調機改修事業に4,130万円を計上し、福祉拠点の環境整備に努めてまいります。

衛生費におきましては、本年4月から定期接種化される带状疱疹ワクチン予防接種事業に1,990万円を計上いたしております。

農林水産業費におきましては、農村環境整備工事として、下大隈地区及び上底井野地区の農業用水路改良事業に3,860万円を計上し、農業生産力の維持向上を図ってまいります。

商工費におきましては、地域経済活性化対策補助金に6,990万円を計上し、プレミアム率30%のプレミアム付き商品券を1万9,000冊、プレミアム付きデジタル商品券を1万3,000セット発行いたします。また、中間市特産品開発等事業補助金に2,000万円を計上し、特産品開発等を行う中小企業者に対し、その経費の一部を補助いたします。事業者や地域の経済への支援に留まらず、物価高騰の影響を受ける市民の皆様への生活支援にもつながるものと考えております。

土木費におきましては、市営住宅池田団地の二棟の長寿命化工事に5,590万円を計上し、住環境の整備充実を図ってまいります。

消防費におきましては、令和8年4月の運用開始を目指す福岡県田川地区消防組合との共同運用による高機能消防指令センター更新に係る負担金に3億8,940万円、感染対策の強化、女性消防吏員用の施設整備及びLED照明の導入を目的とした消防庁舎改修工事に7,080万円をそれぞれ計上し、消防及び救急体制の充実化を図ってまいります。

教育費におきましては、GIGAスクール構想に基づき小中学校に導入したタブレット

端末の更新費用に1億6,850万円、中学校施設の整備に向けた実施計画の策定委託料に3,450万円をそれぞれ計上いたしております。

また、学校給食費につきまして、本市では、令和4年度から物価高騰により一食当たりの単価を小学校で40円、中学校で50円値上げいたしておりますが、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、令和7年度における値上げ分を緊急的に補助する経費として2,240万円を計上いたしております。

さらに、不登校対策や部活動の地域移行への取組を強化することで、ハード、ソフトの両面において教育環境の整備充実を図ってまいります。

次に、歳入の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入の柱である市税につきましては、個人市民税や固定資産税で増収が見込まれることから、市税総額で令和6年度から6,520万円増額となる42億2,210万円を計上いたしております。

歳入のもう一つの柱である地方交付税につきましては、普通交付税におきましては、国の地方財政計画において、令和6年度と比較して1.6%増となっていること、人件費や物件費、社会保障費の増加に伴う基準財政需要額の増加が見込まれることから、令和6年度の当初交付決定額から2.1%増、額にして9,610万円増額の47億4,710万円を計上いたしております。

なお、普通交付税の補完財源であります臨時財政対策債につきましては、地方財政計画において、平成13年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロとなっておりますことから、令和6年度から2,610万円の皆減といたしております。また、特別交付税につきましては、地方財政計画の伸び率と近年の交付決定額を踏まえ、令和6年度とほぼ同水準の7億5,950万円を計上いたしております。

地方消費税交付金につきましては、地方財政計画の伸び率と令和6年度の決算見込額を勘案いたしまして、令和6年度から8,760万円増額の9億3,960万円を計上いたしております。

寄附金につきましては、個人版ふるさと納税におきまして、令和6年度決算見込額に基づき、令和6年度から1億5,000万円減額の3億円を計上いたしております。

制度改正や他の自治体との競争激化の影響もあり、厳しい状況ではございますが、多くの皆様に本市を応援していただけるよう、市の魅力の発信に努め、創意工夫による自主財源の確保を図ってまいります。

以上により、令和7年度一般会計予算は、令和6年度と比較して6億8,150万7,000円の増額、率にして3.7%増の歳入歳出それぞれ190億4,516万円を計上いたしております。

また、予算に関する説明書として、給与費明細書をはじめとする各種調書につきまして

も併せて提出いたしております。

次に、第２３号議案、令和７年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、保険給付費として３３億９，０６０万円、国民健康保険事業費納付金として１０億４，０５０万円、保健事業費として４，１００万円、これらに伴う事務費を総務費として１億２，９９０万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税として６億３，４７０万円を計上いたしております。

この内訳といたしましては、現年課税分として、医療給付費分が４億２，７７０万円、後期高齢者支援金分が１億４，３６０万円、介護納付金分が３，５４０万円でございます。

また、県支出金として３４億１，０５０万円、繰入金として４億９，１５０万円、諸収入として７，６９０万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ４６億１，４３１万６，０００円とするものでございます。

本市の国民健康保険被保険者数は減少を続けておりますが、医療の高度化等の影響から被保険者一人当たりの医療費は増加傾向にあり、医療費総額の大幅な減少には至っておりません。

この状況の中で、国民健康保険財政の健全化を図るため、国県の動向を注視し、引き続き保健事業への取組を更に強化することにより、被保険者の健康増進による医療費の適正化に努めるとともに、国民健康保険税等の歳入の確保に最大限努力してまいり所存でございます。

次に、第２４号議案、令和７年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出につきましては、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費として、弁護士相談委託料１０万円、補償、補填及び賠償金６０万円などを計上いたしております。

次に、歳入につきましては、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金として１０万円、貸付金の元利収入として２０万円、雑入として３０万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ７３万９，０００円とするものでございます。今後とも、貸付金の回収に最大限努力する所存でございます。

次に、第２５号議案 令和７年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出といたしましては、公有財産購入費を１０万円計上いたしております。

次に、歳入といたしましては、市債として１０万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ１０万円とするものでございます。

次に、第26号議案、令和7年度中間市介護保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出の主なものといたしましては、介護サービス利用に伴う保険給付費に44億8,410万円を、高齢者の地域での生活を総合的に支援する地域支援事業費に5億770万円を、総務費に1億420万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料に9億1,750万円を、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金に12億8,700万円を、支払基金交付金に12億9,880万円を、県支出金に7億500万円を、一般会計繰入金に7億9,860万円を計上いたしております。

以上により、保険事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ50億9,891万7,000円を計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出の主なものといたしましては、会計年度任用職員人件費及び介護予防支援計画原案作成委託料支払費等の居宅介護支援事業費に3,550万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、予防給付費収入に3,550万円を計上いたしております。

以上により、介護サービス事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ3,552万7,000円を計上し、保険事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,444万4,000円とするものでございます。

超高齢社会を迎えた本市におきましては、団塊の世代が75歳以上となることへの対応に加え、団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える将来に備えながら、適正な介護給付と介護予防事業の拡充を図り、本市の介護保険制度の更なる充実と保健福祉関連施策の安定的な運営に努力してまいり所存でございます。

次に、第27号議案、令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金として9億8,280万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料として7億2,350万円、一般会計繰入金として2億8,210万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億693万2,000円とするものでございます。

今後も福岡県後期高齢者医療広域連合とのきめ細やかな連携により、安心、信頼の医療の確保及び被保険者の予防医療の推進並びに保険料の収納率向上を図り、より一層の効率的運営に努力してまいります。

次に、第２８号議案、令和７年度中間市公共下水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、令和７年度の下水道事業につきましては、岩瀬西町地区や下大隈地区など、市内２３か所で下水道工事を実施する予定といたしております。

その結果、令和７年度末の水洗化戸数は１万７，１０４戸を予定し、年間の総処理水量を３１５万立方メートルと見込んでおります。

次に、予算につきまして、ご説明いたします。

公共下水道事業収益の主なものといたしましては、下水道使用料５億６８０万円、一般会計からの補助金５億３，１７９万円を計上し、総額１４億９，７２８万円といたしております。

公共下水道事業費用の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金に３億６，２６２万円、減価償却費に７億８，９２１万円、支払利息及び企業債取扱諸費に１億４，２４３万円を計上し、総額１４億６，８８９万円といたしております。

その結果、消費税を含めまして２，８３９万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入の主なものといたしましては、国庫補助金を２億９，３１０万円、企業債を７億１，４２０万円、他会計出資金を９，３９７万円計上し、総額１１億３，２１６万円といたしております。

資本的支出の主なものといたしましては、下水道管渠工事費に６億６，３６０万円、し尿受入施設建設負担金を含めました流域下水道建設負担金に１億１，３００万円、企業債償還金に５億４，５７６万円を計上し、総額１４億６，１０１万円といたしております。

なお、資本的収支の不足額３億２，８８５万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で、全額補填するものであります。

次に、第２９号議案、令和７年度中間市水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和７年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせまして２万８，２３３戸を予定し、年間の総配水量を５８０万立方メートル、１日当たりの平均配水量を１万５，８９８立方メートルといたしまして、年間有収水量を５１５万立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

水道事業収益につきましては、１１億７，３１６万円を計上いたしております。その主な収益といたしまして、給水収益の９億１４７万円でございます。

また、水道事業費用につきましては、１１億７，１２８万円を計上いたしております。その主な費用といたしましては、原水及び浄水費として３億１，６４６万円、また、減価償却費として３億５，０４１万円を計上いたしております。

その結果、令和７年度は、消費税を含めまして１８７万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

資本的収入につきましては、１５億９，９１４万円を計上いたしております。その主な収入といたしましては、企業債の１５億９，０００万円でございます。

また、資本的支出につきましては、建設改良費、企業債償還元金等で、２３億５，７７０万円を計上いたしております。その主な内容といたしましては、令和６年度と同様に配水管の老朽化に伴う配水管布設替工事を行うとともに、唐戸浄水場浄水池整備工事を行うものでございます。

まず、配水管布設替工事につきましては、中間地区におきまして、市道岩瀬団地５号線配水管布設替工事及び下水道工事に伴う市道下大隈６号線配水管布設替工事など１２件、また、遠賀地区における県道宮田・遠賀線配水管布設替工事など７件、総件数１９件を予定いたしております。

次に、唐戸浄水場浄水池整備工事につきましては、令和５年度からの３年計画の最終年を迎えるとともに、同整備工事の完成段階になります次の３年計画を並行して行うことで、事故や災害に強い安定した給水を行うための浄水設備の更新工事を速やかに実施する予定としております。

以上により、令和７年度の建設改良事業につきましては、総事業費２０億７，７２２万円をもって実施することといたしております。

なお、資本的収支の不足額７億５，８５５万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填する予定といたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております令和７年度各会計予算８件に対する質疑は、３月１４日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第２９．会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第２９、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第８５条の規定により、議長において、小林信一議員及び中尾淳子議員を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前１１時００分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 小 林 信 一

議 員 中 尾 淳 子